

結婚・恋愛を望む若者への広報業務委託仕様書

1 目的

交際・結婚を希望しているが、恋人探しをしていない若者向けに、交際・結婚に関するデータや専門家によるアドバイスを発信する「ノックノックふくい恋愛診断の扉」（以下、「ノックノック」という。）を周知することにより、若者が自ら恋人探し活動を後押しするとともに、県・市町が実施する結婚新生活支援事業の周知を図るためのランディングページ（以下、「結婚支援金LP」という。）の閲覧を促すための広報により、結婚を考えているカップルの早婚を後押しすることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務内容について

現在公開している以下の福井県サイトについて、下記（1）（2）の業務を行うこと。

- ・ノックノック <https://fukui-knock-luv.com/>
- ・結婚支援金LP <https://fukui-kekconsien.com/>

（1）「ノックノック」へ誘導する広報の実施

- ・いずれの広報媒体（紙・WEB・リアル等）でも提案可能とする。
- ・活用する媒体によって、ターゲットを明確にすること。
- ・WEB媒体を活用する場合は、20,000以上のクリックを獲得できるよう配信すること。
また、定期的に費用対効果の高い媒体を把握し、契約金額の範囲内で適宜媒体を選定すること。
なお、配信素材については県が用意する静止画を使うことができるものとする。
- ・令和8年7月1日から令和9年3月31日まで切れ目がないよう広報すること。

（2）「結婚支援金LP」へ誘導する広報の実施

- ・いずれの広報媒体（紙・WEB・リアル等）でも提案可能とする。
- ・活用する媒体によって、ターゲットを明確にすること。
- ・WEB媒体を活用する場合は、インプレッション数を最大化する運用とすること。
また、定期的に費用対効果の高い媒体を把握し、契約金額の範囲内で適宜媒体を選定すること。
なお、配信素材については県が用意する静止画を使うことができるものとする。
- ・令和8年7月1日から令和9年3月31日まで切れ目がないよう広報すること。

4 その他

- ・結婚等は個人の自由な意思に基づくものであり、特定の価値観の押し付けや、プレッシャーを与える内容にならないよう注意するなど、「結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組の参考指針」（平成29年12月26日付け 内閣府子ども・子育て本部統括官決定）に沿って事業を実施すること。
- ・受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託することができない。ただし、県による事前の承認を得た場合は、この限りでない。
- ・事業実施に当たっては、本仕様書の範囲内において県と受託者が協議を重ねて実施するものとする。
- ・受託者は、本業務の実施の状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- ・事業終了時に実施報告書の作成し提出すること。
- ・本仕様の定めのない事柄については、県と受託者双方協議の上、決定すること。